

昭和十五年四月八日

官報

号外

平成十五年四月八日

第百五十六回 衆議院會議録 第二十一号

平成十五年四月八日(火曜日)

午後一時 本会議

午後一時 本会議

官報(号外)

○本日の全席に付した事件

個人情報の保護に関する法律案を修正するた

個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)...

平成十五年四月八日

衆議院會議録第二十一号

特別委員会設置の件

港灣法等の一部を改正する法律案外一系

特別委員会設置の件

○議長(藤原良雄) これより会議を開きます。

個人情報の保護に関する法律案を修正するた

個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)...

○下村博文(無所属) 議案上程に附する民事訴訟を提出

個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)...

○議長(藤原良雄) 御意見なしと認めます。

御意見なしと認めます。

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

○可合正議案 たいま組となりました民法案

港灣法等の一部を改正する法律案及び同報告書

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

次に、空港整備法の一部を改正する法律案につ

第一に、第二種空港、第三種空港または共用飛

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

港灣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)...

○議長(藤原良雄) 御意見なしと認めます。

御意見なしと認めます。

〇議員(松本良喜) 起立多数。よって、前案も衆議院報告のとおり可決いたしました。

個人情報保護法(内閣提出)、行政機関の保有する個人情報に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律案(内閣提出)、情報公開、個人情報保護審査会設置法(内閣提出)及び行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに個人情報保護法(内閣提出)並びに個人情報保護法(内閣提出)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(松野幸男外八名提出)、行政機関の保有する個人情報に関する法律案(松野幸男外八名提出)、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律案(松野幸男外八名提出)及び情報公開、個人情報保護審査会設置法(松野幸男外八名提出)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(松野幸男外八名提出)の趣旨説明

〇議員(松本良喜) この際、内閣提出、個人情報保護法(内閣提出)、行政機関の保有する個人情報に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律案、情報公開、個人情報保護審査会設置法及び行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに松野幸男外八名提出、個人情報保護法(内閣提出)の趣旨説明

〇議員(松本良喜) この際、内閣提出、個人情報保護法(内閣提出)、行政機関の保有する個人情報に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律案、情報公開、個人情報保護審査会設置法及び行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに松野幸男外八名提出、個人情報保護法(内閣提出)の趣旨説明

個人情報保護法(内閣提出)に関する法律案(内閣提出)について、松野幸男外八名提出の法律案(内閣提出)外三案については、片山修務大臣の趣旨説明

提出された、第百五十五回国会において審議未了のまま廃案となった経緯がありますが、基本原則を別除する(一)等と内容とする与党三党修正要綱に沿って修正し、再提出することとしたものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

〇議員(松本良喜) 総務大臣片山修務の助言(内閣提出) 総務大臣片山修務の助言(内閣提出) 総務大臣片山修務の助言(内閣提出) 総務大臣片山修務の助言(内閣提出)

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

のとし、さらに、個人情報ファイルについて、原則として、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなればならないものとしております。

次に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案は、独立行政法人等のうち百三十二法人について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に準じて、一、個人情報の適正な取り扱い、二、個人情報ファイル等の作成及び公表、三、開示、訂正及び利用停止、四、罰則等について定めるものであります。

最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示または訂正等について独自の手段が定められている文書に記載されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

何となく、慎重御審議の上、適やかに御可決を心にとぞお願いいたします。(拍手)

○原長(野党議員) 提出者細野幸彦君。

細野幸彦君の演説

○細野幸彦君 私は、民主主義・無所黨クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民進歩を代表して、共同提出の個人情報保護法案並びに関連法案の趣旨の説明をいたします。(拍手)

国会において、個人情報保護法案の審議が開議されたのは、二〇〇一年の三月、政府が最初の個人情報保護法案を提出したときから約四年の月日です。本法案を審議する前に、なぜ、一年以上もの間、政府提出法案が成立しなかったのか、そして、昨年年末、原案という無様な結果を招いたのか、その原因を考へる必要がありま。

野党近頃と、政府案への批判は、表現の自由や国民の知る権利への侵害に集中してまいりました。しかし、政府提出法案の最も深刻な問題は、個人情報保護の中心を放棄しながら、民には厳しく、官には甘い、この一点にありま。

法案が提出されて以来、メディアの報道、市民団体の活動、そして、多くのジャーナリストからの批判が集中し、個人情報保護法案は国民からの受けたきにも違ひませんでした。国会外の多くの方々からの声を受け、野党四党は、一致結束して、この欠陥法案に反対し、原案に追いつくことができたのであります。政府及び与党三党は、この事実をまづ真実に受けとめるべきであります。(拍手)

このたび、政府は、原案となった旧法案に徹底正せ直し、形だけ新たな法案として、国会に提出いたしました。新たな個人情報保護法案の中身を見ると、修正の目的が報道からの批判を免れようとする意図にあることは明らかであります。一方、行政機関個人情報保護法案では、新たな罰則規定が設けられてはおりますけれども、昨年、国民に大きな衝撃を与えた防衛庁リスト問題のようなケースは不問に付される可能性が高めて高く

なっております。政府提出法案は旧法案の持つていた深刻な問題を放棄した欠陥法案であると断言せざるを得ません。(拍手)

今日、情報通信技術の急速な発展に伴い、多様な個人情報の利用が飛躍的な広がりを見せております。このような時代背景を考えたとき、個人情報保護法の必要性は、我々野党も一致して認めるところであります。しかし、政府と我々との間には、個人情報保護に対する基本的な哲学に大きな差があります。

我々が最も懸念するのは、民間と比較して膨大な個人データを有している行政機関への情報の集中であります。国民の最大の不安もこの点にあるのであります。そのことを考えると、個人情報保護のあり方は、権力の関与を最低限にとどめるものでなければなりません。野党四党は、この哲学に基づいて、国民の個人情報の保護を適切になし得る法案を提出いたしました。

以下、政府案との違いに焦点を当てて、ポイントを御説明いたします。

まず、「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等」に個人が関与する」という自己情報コントロール権を第一義の目的規定に定めました。この考え方は、個人情報取扱事業者の義務の部分で具体化されております。

次に、個人情報取扱事業者に対して、センシティブ情報の特に慎重な取り扱いを義務づけました。

具体的には、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意なく、思想及び信条に関する事項、医療に関する事項、福祉に係る給付に関する事項、犯罪の経歴に関する事項、人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地を取り扱うことを原則的に禁止するものであります。国民の最大の懸念であるセンシティブ情報について一切記載のない政府案は、この面からも国民の負担にさらえるものとなっております。

また、個人情報保護における主務大臣の恣意的な運用を避けるために、いわゆる三条委員会である個人情報保護委員会を内閣府の外局に設置することとしたしました。すなわち、個人情報の適正な取り扱いのために必要な監督、苦情の処理等の役割をその個人情報保護委員会に与えることとしております。

さらに、個人情報保護を保障する一方で、表現の自由や報道の自由を守り、国民の知る権利を担保するために、適用除外規定を設けました。政府案においても、適用除外が設けられてはおりますけれども、野党案では、その適用除外を報道機関に限定するのではなく、活動の目的によって規定してあります。

具体的には、「報道の用に供する目的」「著述の用に供する目的」「不特定かつ多数の者に対して、情報を発表し、又は伝達する活動の用に供する目的」「学術研究の用に供する目的」「宗教活動の用に供する目的」「政治活動の用に供する目的」の個人情報の取り扱いについては、本法の義務規定を適用しないこととしたしました。

また、政府案で定められている適用除外を受け得る機関に対する努力規定は、報道の自由等を制限する懸念があるため、野党案では設けておりません。

一方、行政機関個人情報保護法案については、より厳しい規定を設けております。特に、個人情報目的の外利用については、厳格に禁止いたしました。例外的に、「業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるとき」には目的外利用を認めはしておられますけれども、その際も、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞かなければならぬこととすることにより、行政機関の個人情報の乱用を許さないこととしております。この点、政府案では、「相当な理由」を述べれば目的外利用が許されており、行政の恣意的な運用が強く懸念されることとされております。

さらに、公務員に対する罰則規定は、政府案でも新設されましたが、不十分であり、実効的な規定を設けております。

行政機関の職員がその職務を乱用して、個人の秘密に属する事項が記録された文書などを収集したときには、罰則を科すこととしたします。防衛庁リスト問題のケースにおいては、この規定が適用されることになりました。また、行政機関の職員が個人情報ファイル等に掲載されていない個人情報ファイルを利用したときにも、罰則を科すこととしております。より厳格な罰則を設けることによって行政機関の個人情報の乱用を予防することを目指した規定でございます。

以上が、野党四党が共同提出いたしました法案の趣旨であります。

趣旨説明の最後に、一言申し上げます。

我々は、個人情報保護法案の十分な審議を強く求めております。ただし、その審議は、個人情報保護法案の審議を尽くしてきた内閣委員会で行われるべきでありました。このたび、与党三党は、委員長ポストを確保することで審議の延期を自指し、特別委員会の設置を強行いたしました。この結果に強く抗議し、趣旨の説明を終ります。(拍手)

個人情報保護に関する法律案(内閣提出)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明をいたします。

個人情報保護に関する法律案(内閣提出)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)及び情報公開・個人

人権情報保護委員会設置法案（今野東君外
八名提出）の趣旨説明に対する質疑

○（質疑）（今野東君） いただいた趣旨説明に対しては、
して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。今野東君。

（今野東君の質疑）

○今野東君 民主党的今野東です。
民主党的・無所属クラブを代表して、ただいま議
題となりました野党四党提出の個人情報保護法
法案並びに内閣提出の個人情報保護法第五法案に
ついて質問いたします。（拍手）

さて、日本列島は故前線が北上しています。桜
の季節の前後にもさまざまな花が咲き競いまし
て、列島は花の香りに包まれておられますが、こ
國會だけは、花の香りとわけておられませんが、こ
ん。どうも、うさぎ臭い感じが漂っています。

坂井隆憲議員が逮捕されたこともあろうかもしれ
ません。大島理森前農林水産大臣が、秘書がやっ
た、関知してないと言いつつながら大臣をやめたとい
うこともあります。さらに、なぜ、この時期に個人
情報保護法案、関連法案の審議を急ぐのか。な
ぜ、内閣委員会で審議されたものが今回は特別委
員会で、しかも、在野に審議されるのか。我が党
もしつかり議論はさせていたと思いますが、これは
国民の皆さんに説明したい与野のこぞくきな手段
と言わざるを得ません。（拍手）

さて、小泉総理に向います。
日々丘わつてくるイラク戦争に、国民の皆さん
は大きな関心を持っています。国連安全保障理事
会を無視したアメリカ軍によるイラクへの武力打
撃に心を痛め、一日も早くイラク、中東地域に平
和と安定の構築がなされることを祈っています。

報道によれば、米空軍はバグダッド中心地へ侵
攻し、フセイン体制の象徴だった大統領官邸が爆
撃され、政権は急速に支配権性を失いつつあると
も言われています。

近いころは、戦争後の統治、復興をめぐって、ま
まさまざまな意見が出始めました。政府も、あしたか

ら、川口外務大臣をイギリス、フランス、ドイツ
に派遣するようですが、総理は、この戦争はどう
なったら戦後だと認識されるのでしょうか、どう
なったら終結と考えるのでしょうか。そして、こ
の復興をめぐっては、日本は国連主導の復興を主
張するのでしょうか。はたまた、復興支援につ
いてもアメリカから言われるままにイエス、イエス
となくすのでしょうか。それとも、また列の、
その時々で考えるのでしょうか。どうも、日本を
どう主張するのか、お考えをお聞かせください。

また、復興支援のための補正予算を編成する可
能性を総理はマスコミには話しているようですが
が、この本会議場で、私たちにぜひお聞かせくだ
さい。

さて、本題に入ります。
個人情報公の利益の名のもとに収集されるこ
とが多くなりました。それに対して、監視社会の
到来を心配する声も市民社会の中から出てきてい
ます。だからこそ、私は、プライバシーの権利で
ある個人情報保護法はしつかり整備しなければなら
ないと思っております。

しかし、そこでは、実効性を担保すること、目
己情報コントロール権をしっかりとつうこと、そ
して、表現の自由を担保すること、とりわけ、個
人情報を原理として認められた上で法整備を進めるべ
きたと考えます。ここら辺のところをしっかりと
おかないと、個人情報保護法はいかげんな法律
になってしまうと思いますが、総理はどうお考え
でしょうか。

政府は、表現、報道の自由を制限するものであ
るとして大きな反対を巻き起こした五つの基本原
則を、今回は削除しました。確かに、このことで
マスコミの個人情報保護法反対のキャンペーンは
縮小されたように感じます。そういう意味では、
政府のわらいとおりだったかもしれない。しか
し、ここにはからくりがあることを見逃すわけに
はいきません。

義務規定の適用を除外された報道、学術、宗

教、政治の四分野には、五十条三項で、努力規定
が設けられています。これは、削除したと見せて
おいての裏仕掛けではないでしょうか。実質的
に、これら適用除外を受けた四分野にも規制が及
ぶ可能性を残した。つまり、メディアに配慮する
ボーズだけはするけれども、行政法規としての審
はそのままだという、異に卑劣な修正な
のであります。総理の答弁を求めます。

次に、自己情報コントロール権についてお尋ね
します。
個人の権利の尊重の立場から、個人の情報は本
人が情報の流れをコントロールできるような仕組
みにすべきだと考えます。個人情報取得、利
用、第三者への提供に関して本人が関与し、その
他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の
「目的」の中に明記すべきではないかと思ひます
が、担当大臣並びに野党四党法案担当者のお考え
をお話しください。

政府・与野案には、思想、信条、その他の心
身、経歴に関する一般に公表してはしめない個人
情報及び差別の原因となるおそれのある個人情
報、センシティブ情報を保護する意思が見られま
せん。

センシティブ情報の収集禁止規定は、個人情報
保護条例を持つ自治体のおよそ六割が条例に明記
しています。センシティブ情報の慎重な取り扱い
を、基本理念で規定し、民間と行政機関の双方
に、本人の同意のないセンシティブ情報について
は、その取り扱いを禁止すべきではないでしょう
か。担当大臣と野党法案担当者の答弁を求めま
す。（拍手）

センシティブ情報の取り扱いについて、特に心
配な点は、義務規定の適用を除外された分野の学
術の分野です。ここにも規制が及ぶ可能性を法し
ているとはいふものの、個人情報研究が学術研究とい
う名のもとに使い回されるかもしれないという危
うきは、政府案にも野党案にも見られます。

憲法二十二条で、学問の自由は保障されていま

す。しかし、人間の尊厳を考慮に入れない学問の
自由はあり得ないのではないのでしょうか。医学研
究に際して参加した人を道具としてしか扱わない
ようなことになると、それは人間の尊厳に反する
ことになるとは思ひませんが、担当大臣
のお考えをお聞かせください。

さて、政府案の基本法を見ますと、主務大臣の
監督権限が弱まっています。また、三十六条で
は、主務大臣として国家公安委員会を指定するこ
とができるようになっていて、私はここに疑念が
あります。五十一條では、主務大臣の権限に属
する事務は、政令で定めるところにより、地方公
共同体の長その他の執行機関が行うことができ
ようになっています。そして、五十二條では、そ
の他の執行機関の職員に主務大臣の権限を委任で
きるようになっていて、究極のところ、警察官
が主務大臣の代行ができるのです。

これでは、政府案は、国家の国民管理の強化を
目指す法律と言われても仕方がありません。戦前
の治安維持法に反するような国家思想が背後にあ
るのではないかとさえ思ひます。また、特定業者と
の顧客などのおそれもあります。もっとしつかり
したチェックをする第三者機関が必要なのではな
いかと考へますが、担当大臣と野党法案担当者に
お尋ねします。（拍手）

日本は言つまでもなく国民民主権の国であります
から、国家機関が国民の税金である国家予算を使
い、主権者である国民の知ることでできない方法
で個人情報ファイルを秘密に作成するようなこと
があつてはなりません。また、不開示情報の要件
が、「行政機関の長が認める」といつき相当の理
由がある「あるいは」おそれがあるものと、ここ
は不明確です。本人からの開示請求が行政機関に
よつて拒否される可能性が有ります。

例外規定で「不利益等が明らかであるもの」に限
定すべきではないかと思ひますが、これは総務大
臣の答弁を求めます。

最後に、罰則規定であります。

政府案の罰則規定は、官職などが個人の利益のために不正にデータを使用するなどした場合にしか適用されないことにはなっています。

省庁の組織ぐるみで行われる不正行為に対してはどのような対処するのですかと質問すると、恐らく総務大臣は、そういうことはないように努めるわけでありましてと答へておられますが、そうはいきません。実際に、二〇〇二年六月、防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題などのケースが明らかになっていきました。去年のことです。こうした場合から、省庁の組織ぐるみで行われる不正行為に対して何の罰則もないというのは、個人情報保護法に於いて政府の意識込みは極めてあいまいということになります。

総務大臣の正義に訴えます。お考えをお聞かせください。

個人情報保護法案が市民活動に対する規制ではないかという声もあります。高度情報化社会において個人情報保護は大切ですが、この夏から秋頃する住基ネットを隠れみのにして表現や市民活動の自由を脅かすようなことがあってはならないと主張して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総務大臣)小泉純一郎(答) 今野議員にお答えいたします。

受動性の情報、自己情報コントロール技術、表現の自由の担保の必要性についてでございます。政府案においては、自己情報コントロール権を権利として明記しておりませんが、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を確保する仕組みを位置づけ、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意などについて明確に規定し、個人の権利利益を効果的に保護しております。

また、個人の権利利益の保護と表現の自由を含む個人情報利用性について、バランスをとるべきを明確にしていくところであります。

しかし、自己情報コントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に關し、さまざまな見解があり、明確な概念として確立していないことや、表現の自由等との調整原理も明らかでないことから、明記することは適切ではないと考えております。

憲務規定の適用除外を受けた分野にも規制が及ぶのではないかと御指摘がありました。報道、学術、宗教、政治の四分野については、憲法上の自由と密接にかかわるものであることとから、行政規制の対象とすることがよさわしくないので、必要は範囲で憲務規定の適用を除外しているところであります。

しかし、これら四分野においても、人格尊重の理念のもとに個人情報保護に取組むべきことと変わりなく、政府案では、第五十条第三項の努力規定を設け、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置を講ずることと規定いたしましたこととしておりますが、これはあくまでも自律的な措置であり、規制的效果を有するものではありません。

イラクについての書かれております。我が国といたしましては、イラク及び周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクが一日も早く再建され、イラク国民が自由で豊かな社会の中で暮らしを営めるよう、今後の事態の推移を見守りつつ、国際社会と協調して、できる限りの対応を講じていくと考えております。

このような状況の中、現時点で戦後復興のための補正予算の編成を議論することは時期尚早であると考えております。

なお、威力行使の終結の時点に關しては、具体的にいかなる状況となるかについて、事態の推移を見守る必要があると考えております。政府側の残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

○山内功喜 今野議員にお答え申し上げます。まず、個人情報の取得、利用、第三者への提供に關し本人が関与する旨の規定を明記すべきではないかと御質問です。

近年の情報化の発達した社会において、私生活の侵害を未然に防ぐ観点から、プライバシーの権利に關して、自己に關する情報の流れをコントロールするという側面が活発に議論されてきています。

例えば、今野議員の地元宮城県であれば、石巻市は、その個人情報保護条例について、積極的に関し個人情報の取得、利用、第三者への提供に關し本人が関与する旨の概念、自己情報コントロール権を保障することにより、本制度の究極の目的である個人の人格と尊厳の尊重を旨としたものであると位置づけられています。同様の条例や認識は、多くの自治体、さまざまな市民の間で広範に広がっています。

確かに、自己情報コントロール権は生成中の概念ではありますが、基本的な権利にかかわる重要な権利であることは間違いないと、私どもは、その趣旨や精神を法案に盛り込むことにより、社会的な認知を後押しするという考え方をとっております。

野党案は、自己情報コントロール権について、その要件効果が学説においてもなお検討過程にあることから、確定的なものとして明記はしていないものの、その基本的考え方十分に反映させた画期的なものであると自負しております。

なお、自己情報コントロール権は、表現の自由と一種緊張関係にあることは事実ではあります。したがって、私どもは、第一条で「表現の自由を尊重しつつ」という規定を盛り込んだほか、中立的な個人情報保護委員会を設置すること、適用除外の範囲を広くすることなどを盛り込み、表現の自由については政府案より格段に尊重されているものと考えております。

次に、センシティブ情報の規制についてです。今野議員御指摘のとおり、野党案では、三条二項で「基本理念」として示した上で、個人情報取扱

事業者の具体的な義務としては、十五條一項で、本人同意を得ないで扱ってはならない旨を明記しております。

政府案は、センシティブ情報といっても解釈があいまいだということでの規定を置いていないわけですが、私どもは、各種法律や社会通念に照らしていても、思想、信条、人種、民族など列挙した事由が取扱事業者に不明確な義務を課すとは考えていないところでございます。

最後に、第三者機関が必要ではないかと御質問です。まさに今野議員の御指摘のとおり、政府案では、依然として事業者に対する三務大臣の監督権限が残されており、事業者への恣意的な介入や特定事業者との距離が縮まる可能性があります。それに対して、野党案では、第三者機関として、内閣府設置法四十九條三項の規定に基づき、内閣府の外局として個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督、個人情報取り扱いに關する情報の処理や国会に対する報告等の役割を与えることとしております。野党案の個人情報保護委員会は行政からの独立を確保しており、御懸念のような問題に最大限配慮したものでありと考えております。(拍手)

(國務大臣)山内功喜(答) 今野議員から、二項の御質問がありました。

一つは、不開示情報に關しての法律上の表現のあり方でございます。

「右それがあるもの」としてはいるけれども、「明らかでないもの」の方がいいのではないかと、これは、既に制定されました情報公開法のとおり、どういふ表現にするか、大要議論があったところではないかと、現に文庫が明らかであるものだけでないかと、将来支障が明らかであるものだけではないかと、大要議論があったところではないかと、どういふことか、おそれがあるものという表現にいたしたわけではございません。ぜひ御理解

平成十五年四月八日 衆議院全議員第二十一号

個人情報保護法に關する法律案外八條の趣旨説明に對する今野東吉の質疑

を賜りたいと思ひます。

既に、不開示決定に不服があるとするれば、情報公開・個人情報保護審査会等において第三者的な判断がなされるわけになりますので、もとより行政機関の恣意的な扱いはない、こういうことでござります。

第二点は、組織ぐるみで行われる不正行為に対する罰則はどのようになるのだ、こういうことではないかと。

今野議員から言われましたように、組織ぐるみで不正があることはあってはならないことなんです。あつてはならない。

そこで、罰則の適用でござりますけれども、例えば、当該行為をした職員に指示した上司などは、例えば共同正犯だとか間接正犯あるいは教唆犯、こういう刑法等の各条に基づき処罰することは十分に可能でござりますので、そういうことで担保してまいります。

以上であります。(拍手)

○国務大臣(福田博之) 今野議員からお尋ね申し上げます。

個人情報を取り扱いに個人が関与する権利を法律的目的に明記すべきではないかとお尋ねがありました。

政府法案においては、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取り扱いに對する本人の関与を重要な仕組みと位置づけ、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たつての本人同意などについて明確に規定してあります。

野党案のように、自己情報コントロール権という意味で本人の関与を規定することにつきましては、その内容、範囲及び法的性格に鑑みまします見解があり、明確な概念として確立してないこと、報道の自由等との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと思ひます。

個人情報の保護に関する法律案外八案の趣旨説明に對する今野東君の質疑 個人情報保護に關する法律案外八案の趣旨説明に對する今野東君の質疑 明に對する藤原良夫君の質疑

すべての個人情報、情報の内容や性質にかかわらず、その利用目的、方法、利用環境によつては、個人の権利利益に深刻な侵害が生ずる可能性があるものがあります。このため、同がセンシティブ情報であることをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難であります。

このため、政府案におきましては、「基本理念」として、すべての個人情報について、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきことを明記し、その上で、特定の分野において特に厳格な規律を課する場合には、官民を問わず、個別の法制度や施策にともなひ細かく措置することを義務づけてあります。

第三に、学術研究分野の個人情報に對するお尋ねがありました。

学術研究分野における個人情報の取り扱いについては、学問の自由に密接にかかわるものでありますことから、政府案では、必要範囲で通用除外としておりますが、学術研究分野においても人格尊重の理念のもとに個人情報保護法に取り扱ふべきことには変わりなく、努力規定を設け、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自律的に講じていたこととしてあります。

主務大臣にかへまして第三者機関が必要ではないかとお尋ねがありました。

政府案の義務規定は、個人情報を取り扱う事業者について規律するものであり、個人情報保護法の用に供してない一般私人に規制が及ぶものではありません。

このような政府案の仕組みにかんがみれば、主務大臣制とすることで行政による国民監視、恣意的介入、特定業者との癒着のおそれがあるとの批判は当たらないものと思ひます。

野党案のように、新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となり、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるなど、現実性、実効性の観点から問題が多いものと思ひます。

○委員長(藤原良夫) 藤原良夫君。

○藤原良夫君(藤原良夫) 藤原良夫君。私には、自由民主党、公明党、保守新党を代表して、ただいま議題となりました個人情報保護法五法案について、整理並びに関係大臣等に質問をいたします。(拍手)

日本は、今、世界最高水準のIT国家を目指して、さまざまな制度整備を進めているところでござります。プライバシー等の侵害から国民生活を守るために、個人情報保護法制は、IT社会に不可欠な基盤法制であります。また、性基ネットワークシステムが本年八月から本格稼働することをお考え合わせれば、この法制の制定は急務であると思ひます。

政府は、このような観点から個人情報保護五法案を第五十一回国会に提出いたしました。同法律案につきましては、国会ながら、メディア規制法案とか、民に厳しく官に甘いなどの批判を受けて、第五十五回国会において審議完了のまゝ法案となつた経緯があります。

得るものと確信するとともに、一日も早い法律案の成立を願うものであります。(拍手)

私は、まず総論に、修正部分について質問をさせていただきます。

メディアとその他の法規制のあり方についてお尋ねします。

私は、表現の自由、報道の自由は国民の知る権利に資するものであり、健全な民主主義社会の實現にとつて最も重要な権利であると思ひます。

したがって、表現の自由、報道の自由に對する法規制は、あくまでも司法による事後的チェックによるべきであつて、行政による事前チェックは厳に慎まなければならないと思ひますが、総論の御所見をお伺いいたします。

法案になつた旧法律案も、以下、旧法と言ひますが、決してメディア規制を重視したという観点から、むしろ表現の自由を重視するような配慮がなされてきたものと認識してあります。しかし、今回提出した政府案は、以下、新法と申しますが、「基本原則」を削除する等の大幅な修正がなされております。